

埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業 実施方針等に対する事業者対話の実施結果

- ・埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業実施方針等に関して、令和5年1月17日から令和5年1月20日までに実施した事業者対話の結果を公表します。
- ・対話での確認事項は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字および表記の誤りと判断された箇所について、一部修正しています。
- ・対話での確認事項に対する回答は、現時点での県の考え方を示したものです。今後、事業内容を精査し、最終的には入札説明書等で提示しますので御留意ください。

令和5年2月
埼玉県

No.	書類名	箇所					項目名	対話での確認事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
1	実施方針	1	第1	1	(5)		指定管理者	12/15質問回答No.1では「指定管理者指定に関する議案は、供用開始までに議決する」とあるが、開業準備期間前に相当な準備をする必要があることを考慮した時期に決定してほしい。（実施方針P27参照）	指定管理者としての指定時期は、屋内50m水泳場の設置管理条例の制定後となりますが、協議の上ご要望に沿える形で対応したいと思います。
2	実施方針	2	第1	1	(4)		事業目的	「スポーツ科学拠点施設のサテライト施設として、スポーツ科学の知見を活かし科学的根拠に基づくアスリート支援を行うとともに、様々な競技のトレーニングやリハビリなどに水中運動を活用するための支援も行うことを想定」との記載があるが、県の想定している具体的事項をお聞きしたい。	アスリート支援については、スタート時の入水角度や泳法を解析する泳法解析システムや、陸上で負荷をかけたストローク練習を行い、筋力アップやフォームづくりのために使用するスイムベンチ等を利用できる環境を提供しつつ、それらで得たデータをスポーツ科学拠点施設にて分析することで、科学的根拠に基づく支援を行うこと等を想定しております。また、様々な競技のトレーニングやリハビリなどに水中運動を活用するための支援については、それらを実施する指導者がコーチング等を実施できるよう、研修等を実施することを想定しております。
3	実施方針	2	第1	1	(6)	イ	川口市との設計調整	12/15質問回答No.6.では、市の基本設計がR5年度の予定とあるが、一方で県施設の設計者決定R5年12月、設計開始R6年4月であり、設計調整が難しいのでスケジュール調整をしてもらいたい。	県は、屋内50m水泳場と北スポーツセンターとの設計及び施工調整を円滑に行えるようにするため、川口市とのスケジュール調整を行いますので、事業者は県と川口市との調整への協力をお願いします。
4	実施方針	2	第1	1	(6)	ウ	北スポーツセンターの運営者との連携	北スポーツセンターの運営者との連携について、現時点での北スポーツセンターの運営者の業務内容は、市民対応・予約管理・備品管理・駐車場管理・施設巡回・グラウンド整備などを予定しています。とご回答をいただいておりますが、これらの業務との連携内容について提案することは可能でしょうか。	北スポーツセンターの運営者との連携内容についてご提案頂くことは差し支えありません。
5	実施方針	2	第1	1	(6)	ウ及びエ	北スポーツセンターの運営者との連携／神根運動場、神根公園、北スポーツセンターとの連携	川口市立北スポーツセンター、神根運動場、神根公園は、川口市又は川口市が選定する第三者が運営・維持管理を実施すること。水泳場を含めると最大四者が管理運営に携わることになるが、一体的で効率的な管理運営とはならないが、どのようにお考えか。	本事業で整備する屋内50m水泳場を運営するPFI事業者と、本施設に隣接して川口市が計画している神根運動場、神根公園および北スポーツセンターの運営者は別となりますが、事業者間での情報共有等を通して一体的で効率的な管理運営を行うことを期待しています。
6	実施方針	2	第1	1	(6)		川口市が整備運営する施設との連携	質問への回答No.11にて、「体育館については、観覧席の外周にランニング走路を設けるほか、トレーニング室の整備を予定しています。公民館については、現状の公民館機能に加えて、ホール及び多目的室の整備を予定しています。」とご回答がありましたが、トレーニング器具の充実の考え方について教えていただきたい。	2022年12月23日に公表した要求水準書（案）修正版のP.30に明記した通り、50m水泳場ではプールサイドに面した位置の選手招集所にスイムベンチ・フィットネスバイク等水泳のトレーニングに必要な機器を設置することで、選手がトレーニングできる環境を用意することを想定しております。ただし、事業者提案により別途トレーニング器具やトレーニング諸室等を整備することを妨げるものではありません。
7	実施方針	4	第1	1	(1)	ア	設計・建設期間	意見への回答に、「設計・建設期間：事業契約締結～令和9年3月31日」とありますが、市側施設との設計調整もある中で、タイトなスケジュールです。十分な設計期間を確保できるスケジュールの確認をたく存じます。	基本的に県が提示した条件に従って計画頂くようお願いします。
8	実施方針	4	第1	1	(9)	ア	設計・建設期間	設計・建設期間を令和9年3月31日まで期間延長していただきましたが、まだ厳しい期間と考えます。再考頂けますでしょうか。	基本的に県が提示した条件に従って計画頂くようお願いします。

No.	書類名	箇所					項目名	対話での確認事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
9	実施方針	4	第1	1	(9)	ア	設計・建設期間	ネーミングライツの募集は貴県が実施ですが、公募時期が未定であること、サインの種類によって電気設備工事などを追加する必要があることから、サイン工事が所有権移転日(令和9年3月31日)までに完了しない可能性があります。 サイン工事は貴県による別途工事であり、サイン工事等が上記理由によって所有権移転日までに完了しない場合のリスクは貴県の負担であると理解して宜しいでしょうか。	ネーミングライツにより決定した本施設の名称やロゴ等のサイン工事等が所有権移転日までに完了しない場合のリスク負担については、当該リスクの内容や帰責者により個別判断となります。
10	実施方針	4	第1	1	(9)	ア	事業期間	質問回答No.19 「令和6年度に設計」を想定されていますが、想定されている基本設計・実施設計および申請にかかる期間をご教示ください。	同等規模の事業と同程度の設計期間を想定してください。
11	実施方針	4	第1	1	(9)	ウ	運営維持管理期間	12/15回答No24では、「工期遅延により運営維持管理の終期変更なし」とのことだが、その場合当期間は短縮されるが費用変更の扱いはどうなるか。	実際の遅延期間がどの程度なのか、工期遅延の事由が何か等により個別判断になると考えられます。現時点で具体的に費用変更の扱いを提示することはできません。
12	実施方針	4	第1	1	(10)	ア	県が支払うサービス購入料 (エ) 運営・維持管理業務に要する光熱水費 光熱水費の見直しについて(期間・方法等)	「疫病やその他の事由」で工期が遅れて維持管理期間が短縮された場合のサービス購入費の考え方	実際の遅延期間がどの程度なのか、工期遅延の事由が何か等により個別判断になると考えられます。現時点で具体的に費用変更の扱いを提示することはできません。
13	実施方針	5	第1	1	(10)	ア	運営・維持管理に要する光熱水費	実施方針等の質問への回答のNo29に「光熱水費の見直しについては物価変動や計画・実績の乖離により改定する方法を検討しています。」とありますが、入札公告時に事業契約書(案)にて示される予定の光熱水費の見直しの方針についてご教示願います。 ①使用量：提案時の計画と実績が乖離する場合 ②光熱水費の単価：物価変動の指標・算定式 1)提案時から供用開始の差異 2)維持管理・運営期間中 ③改定時期・清算方法(例：毎年度末等)	運営・維持管理業務に要する光熱水費の対価については、物価変動による単価の改定、使用量における提案と実績の乖離による改定を検討しています。
14	実施方針	5	第1	1	(10)	ア	運営・維持管理業務に要する光熱水費	意見への回答No.10・11にて、「サービス購入料の支払方法について検討している」とございますが、どのようなパターンをご検討されているかご教示ください。	運営・維持管理業務に要する光熱水費の対価については、物価変動による単価の改定、使用量における提案と実績の乖離による改定を検討しています。
15	実施方針	5	第1	1	(10)	イ	利用料金収入	12/15質問回答No33.では、入札公告時に示す予定とあるが事前(3月議会付議)に県条例で定めたいうで示すということか。	入札公告時までに県条例を定める予定はありません。
16	実施方針	5	第1	1	(10)	イ	利用者から得る収入	(7)利用者から得る利用料金収入は、県が条例で定めた上限金額の範囲内で、事業者が提案することになりますが、昨今の物価変動により、利用料金を短期間で変化させることについて、県のご意見をお聞かせください。(長期間一定額がいい、物価変動により短期間でも価格を上下させることも可能、など)	利用料金の金額については、入札参加者に対する公平性の観点から、本事業の開始後あまり時間が経たないうちに価格を改定することは望ましくは無いと考えております。
17	実施方針	5	第1	1	(10)	イ	利用者から得る収入	利用料金収入について、本施設は新設の水泳場で収入実績がないため、県にて利用料金収入の基準額を決め、年度末に実費精算するということが可能でしょうか。また、一定期間(2年から3年)の実績を積み上げた後、完全に事業者負担に移行していくことで、15年間の運営当初のリスクは軽減することができるため、ぜひご検討頂きたい。	サービス購入料の改定方法は、入札公告時に示します。

No.	書類名	箇所					項目名	対話での確認事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
18	実施方針	5	第1	1	(10)	イ	利用者から得る収入	仮に、事業者側が提案（自主）事業の位置づけで、施設内外に有料施設を設置した場合において、水泳場の利用料金と合わせて月額利用料（定期利用）として徴収することは可能でしょうか。	利用料金の基本となる料金体系や上限金額については、入札公告時に示す予定です。 今後制定する条例の料金体系で解釈できる範囲内であれば、個人利用者から月額利用料として徴収することも認める方向で検討しています。
19	実施方針	7	第1	2	(3)	ア	コスト算出による定量的評価	入札公告時の上限設定金額の公表について	入札予定価格を入札公告時に公表いたします。 なお、各業務の価格内訳は公表しない予定です。
20	実施方針	7	第1	2	(3)	(7)	コスト算出による定量的評価	総合評価における評価方法は加算方式又は除算方式でしょうか。また、加算方式の場合、定量評価（価格）と定性評価のウェイトなどお示しいただけないでしょうか。	入札公告時に公表する落札者決定基準に示す予定です。
21	実施方針	7	第1	2	(3)	(ウ)	PFI事業として本事業を実施することの定性的評価	評価項目において設計、建設、維持管理、運営の各業務で、県内企業・市内企業を活用することは評価の対象となるのでしょうか。	入札公告時に公表する落札者決定基準に示す予定です。
22	実施方針	8	第2	1	(2)	一	選定の方法	評価にあたり特に重要視する項目について（環境性能／コスト等）	入札公告時に公表する落札者決定基準に示す予定です。
23	実施方針	21	第4	1			法廷建ぺい率	質問回答No.72 計画可能な建築面積は建ぺい率（公園区域全体面積の22%）から約30000㎡となりますが、川口市で計画する建築面積が不明のため、本計画施設で可能な想定建築面積をご教示頂けますでしょうか。	約12,500㎡程度と想定しています。
24	実施方針	28	別紙1				リスク分担契約締結	12/15意見回答No28.では、「議会の事由については原案のまま」つまり事業者にも一部負担が生じるとあるが、事業者帰責ではないため、県負担としていただきたい。	原案のとおり、議会の事由により契約が締結できないまたは契約手続きに時間がかかる場合、本事業に要した県および事業者の費用等は、各々の負担とします。
25	実施方針	28	別紙1	※5				「一定期間の実績」について、3年～5年等の期間での実績として頂きたい。 コロナ禍やウクライナ紛争など想定が難しい事象も起きているため、あまり短期間での実績では実情と合わないケースが起きる可能性があると考えます。	運営・維持管理業務に要する光熱水費の対価の改定方法については、入札公告時に示します。
26	実施方針	29	別紙1	リスク分担（案）	運営・維持管理段階		リスク分担表	・人件費上昇に関する事業費の見直しについて ・不可抗力の項目と一定金額の想定について ・物価変動の一定範囲の想定について	人件費上昇や物価上昇に伴うサービス購入料の改定方法については、入札公告時に示します。 また、不可抗力等の項目と一定金額の想定についても、入札公告時に示します。
27	実施方針	29	別紙1	リスク分担表（案）	整備		物価変動	物価の基準とする日を事業契約時点より前（債務負担行為が議会承認を得た時点又は入札公告時点）に設定していただけないでしょうか。	サービス購入料の見直し方法については、入札公告時に示します。
28	実施方針	29	別紙1				リスク分担表（案） 物価変動	本施設の整備業務の物価変動に用いる物価指数の起算日について	サービス購入料の見直し方法については、入札公告時に示します。
29	実施方針	29	別紙1				リスク分担表（案）	運営・維持管理期間中の物価変動に関するリスクについて	物価上昇に伴うサービス購入料の改定方法については、入札公告時に示します。

No.	書類名	箇所					項目名	対話での確認事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
30	実施方針	29	別紙1				運営・維持管理段階 物価変動リスク	毎年、10月から改定された最低賃金が適用されます。最低賃金法に違反した場合には罰則が適用されます。運営・維持管理期間中の物価変動に関するリスクの負担は県で、サービス購入料や利用料金単価を見直す必要があります。最低賃金の改定も県のリスクとの認識について対話をお願いいたします。	人件費上昇に伴うサービス購入料の改定方法については、入札公告時に示します。
31	実施方針	29	別紙1				リスク分担表 (案)	意見への回答No.33～35にて、「新型コロナウイルスは、原則として不可抗力にならない。不可抗力として扱う場合があるが、補填については検討していない。」という回答がありますが、不可抗力は事業者の責にありませんので、県（もしくは国）にてリスクを負担頂きたい。	不可抗力に対するリスク分担に関しては、入札公告時に事業契約書（案）にて示します。
32	実施方針	30	別紙1			運営・維持管理段階	光熱水費の変動	①「※5 供用開始後の一定期間の実績に応じて、それ以降の光熱水の使用量と提案時の使用量からの増減については、見直すことも含め検討している。」との記載がございますが、企画提案時に電気・ガス・水道の光熱水に係る使用量を提案するという事か。②また、単価については、県からの定額をお示し頂けるということか。③その上で、提案時と実績の使用量の差異について、県がご負担頂けるという認識でいいか。	詳細は入札公告時に示します。
33	実施方針	29	別紙1				リスク分担表 (案)	意見への回答No.31、37、38にて、人件費上昇による見直しについて「入札公告時に示す予定」とありますが、現時点で検討している案をお示しください。（賃金上昇スライド対応、最低賃金上昇分補填など）	人件費上昇に伴うサービス購入料の改定方法については、入札公告時に示します。
34	実施方針	29	別紙1				リスク分担（施設・備品の損傷・盗難等）	・施設・備品の損傷・盗難について、善良なる管理者の注意義務を怠っていない場合の第三者の責めに帰す損傷 ・帰責者が不明の場合（＝第三者）の損傷リスク 上記2点について、「原案のとおりとします。」とありますが、即ちこれは表中の「上記以外の要因による損傷等」であり貴県負担という理解で間違いありませんでしょうか。	リスク分担の詳細については、入札公告時に事業契約書（案）で示します。
35	実施方針	29	別紙1				物価変動に関する リスク	①維持管理・運営業務に支払われる対価の物価変動リスクの分担において、特定の指数を用いて一定以上の変動があった場合に対価の見直しを行う仕組みの導入を検討されていると思料します。維持管理・運営業務費の多くは人件費です。採用する指数については、最低賃金（厚生労働省）の採用をお願いします。 ②また、修繕に関しては、工事費の変動と密接な関係があるので、維持管理や賃金系の指数ではなく、工事価格に連動した指数の採用をお願いします。 また、PFI事業で多く採用されている日本銀行の「企業向けサービス価格指数」を検討されている場合、すべての業務を一纏めに「建物サービス」にするのではなく、個別業務の実態を反映した適切な指数（例：「設備」、「清掃」、「警備」など）の採用をお願いします。	サービス購入料の改定方法については、入札公告時に示します。

No.	書類名	箇所					項目名	対話での確認事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
36	実施方針	30	別紙1				<p>光熱水費の変動について、下記の通りとしていただけないでしょうか。光熱水費変動リスクをすべて事業者負担とした場合、リスクヘッジのために安全を見た金額を入札額として見込まざるを得ません。結果として事業費が増大することと料します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札時、事業者が想定・提案した金額ではなく、貴県から基準額を提示していただき、その金額を入札額に含んで入札する。 ⇒一方で、事業者としての入札時想定・提案金額も参考として記載させる。 ・開業後数年間（3年程度）は実績値として精算し、当該期間での実績に基づき新たに基準額を定める方式とする。 ・それ以降は下記の通りとして貴県と事業者でリスクシェアする。 <p>①基準額を上回った場合は増加分の一定割合をサービス購入料に加算 ②基準額を下回った場合は減少分の一定割合をサービス購入料から減額 ⇒これにより余分な財政負担を最小化できると料します。</p>	詳細は入札公告時に示します。	
37	要求水準書(案)	2	第1	6	(1)	北スポーツセンターとの合築	<p>質問回答No.131 本事業施設と北スポーツセンターは、建築主・設計者が異なると思いますが、1の建築物として確認申請を行うという想定でしょうか？</p>	<p>現時点では、外観・構造・機能を総合的に判断して一体性のある建物とすることを想定していますので、1の建物として申請を行うことを行うことを想定しております。従って、本施設・北スポーツセンターのどちらが先行的に整備された場合でも、1敷地に増築する扱いとなります。現時点では、建築主は事業者（SPC）が代表事業者となり、川口市長と連名で県の施設及び市の施設を同時に確認申請して頂く形を想定し、市と調整しています。</p> <p>なお、県の施設が先に確認申請をする場合は、確認がおりた後、増築する前に計画変更確認申請を行うことになると想定しています。この際、建築主に川口市長を追加する形を想定しています。</p> <p>また、市の施設が先の場合は、建築主が川口市長となり、計画通知となることを想定しています。計画通知がおりた後、増築する前に計画変更通知を行うことになり、この際、建築主に事業者（SPC）を追加する形を想定しています。</p>	

No.	書類名	箇所					項目名	対話での確認事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
38	要求水準書 (案)	2	第1	6	(1)	北スポーツセンターとの合築	質問回答No.131 本事業施設と北スポーツセンターは、建築主・設計者が異なると思いますが、1の建築物として確認申請を行う場合、申請書の北スポーツセンター部分は、別途担当される設計者にて対応されるということでしょうか？	現時点では、外観・構造・機能を総合的に判断して一体性のある建物とすることを想定していますので、1の建物として申請を行うことを行うことを想定しております。従って、本施設・北スポーツセンターのどちらが先行的に整備された場合でも、1敷地に増築する扱いとなります。現時点では、建築主は事業者（SPC）が代表事業者となり、川口市長と連名で県の施設及び市の施設を同時に確認申請して頂く形を想定し、市と調整しています。 なお、県の施設が先に確認申請をする場合は、確認がおりた後、増築する前に計画変更確認申請を行うことになると想定しています。この際、建築主に川口市長を追加する形を想定しています。 また、市の施設が先の場合は、建築主が川口市長となり、計画通知となることを想定しています。計画通知がおりた後、増築する前に計画変更通知を行うことになり、この際、建築主に事業者（SPC）を追加する形を想定しています。	
39	要求水準書 (案)	2	第1	6	(1)	北スポーツセンターとの合築	質問回答No.132 「接続となる設備機器がある場合は接続する」とありますが、ある場合の設計・施工・資産区分はどのような考えになるでしょうか。	インフラの引き込みや設備については、本施設と北スポーツセンターが個別で運用が可能となるように計画して頂くこととなります。関係法令等により接続が必要となる設備機器（消防法に関わる設備など）がある場合は、接続する計画としていただきますが、その際、エキスパンション・ジョイントの接合部分により、設計区分・施工区分・資産区分を分離する方向で検討しています。	
40	要求水準書 (案)	2	第1	6	(1)	北スポーツセンターとの合築	質問回答No.134 エキスパンションジョイント部材は本事業施設と北スポーツセンターのどちらの所掌・資産となるでしょうか？	エキスパンション・ジョイント部材は川口市側の所掌・資産区分とする方向で検討しています。	
41	要求水準書 (案)	2	第1	6	(1)	合築	12/15質問回答No132.では、「1の建築物とすることを想定」とあるが、外観上・構造上・機能上の一体性が満たせないと考えるのがいがか。「1の建築物」と想定する必要性はなにか。	現時点では、外観・構造・機能を総合的に判断して一体性のある建物とすることを想定しています。	
42	要求水準書 (案)	2	第1	6	(1)	北スポーツセンターとの合築	質問への回答No.132に「確認申請上1の建物とする」について確認したく存じます。	現時点では、外観・構造・機能を総合的に判断して一体性のある建物とすることを想定していますので、1の建物として申請を行うことを行うことを想定しております。従って、本施設・北スポーツセンターのどちらが先行的に整備された場合でも、1敷地に増築する扱いとなります。現時点では、建築主は事業者（SPC）が代表事業者となり、川口市長と連名で県の施設及び市の施設を同時に確認申請して頂く形を想定し、市と調整しています。 なお、県の施設が先に確認申請をする場合は、確認がおりた後、増築する前に計画変更確認申請を行うことになると想定しています。この際、建築主に川口市長を追加する形を想定しています。 また、市の施設が先の場合は、建築主が川口市長となり、計画通知となることを想定しています。計画通知がおりた後、増築する前に計画変更通知を行うことになり、この際、建築主に事業者（SPC）を追加する形を想定しています。	
43	要求水準書 (案)	2	第1	6	(2)	川口市が別途整備する施設との設計及び施工調整	「川口市が別途整備する施設は、本施設と意匠を合わせる意向があるため、川口市との設計及び施工調整は、県が実施するものとするが、事業者は県と川口市との調整に協力すること。」について具体を確認したく存じます。	現時点では、外観・構造・機能を総合的に判断して一体性のある建物とすることを想定していますので、事業者には県と川口市との調整に協力いただくこととして規定しております。	

No.	書類名	箇所					項目名	対話での確認事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
44	要求水準書(案)	3	第1	6	(2)		川口市が別途整備する施設との設計及び施工調整	質問回答No.142 回答①の齟齬を防ぐため、配置イメージ図に追記いただくことは可能でしょうか。	2022年12月23日に公表した要求水準書(案) 修正版のP.18に明記しました。
45	要求水準書(案)	3	第1	6	(3)		北スポーツセンターとの連携	県及び北スポーツセンターの運営を行う者との間で定期的な情報共有を行い、本施設の利用者が相互利用する際の利便性に配慮すること。とあるが、情報共有の対象者は誰か。	PFI事業者、埼玉県、川口市及び北スポーツセンターの運営を行う者との間で情報共有を行うことを想定しています。
46	要求水準書(案)	3	第1	6	(4)		神根運動場、神根公園、北スポーツセンターとの連携	具体的な連携イメージについて	駐車場利用や大会開催時の各種調整、普段の情報共有等を想定しておりますが、詳細については、川口市が策定を進めている神根運動場周辺整備基本計画を参照された上で、事業者提案に委ねます。
47	要求水準書(案)	3	第1	6	(4)		神根運動場、神根公園、北スポーツセンターとの連携	川口市が策定を進めている神根運動場周辺整備基本計画に関して、県としてどのようにかかわっていく予定か教えていただきたい。	引き続き、川口市と情報共有、調整等を行うことで、神根運動場周辺整備基本計画に協力して行きたいと考えています。
48	要求水準書(案)	14	第2	1	(1)	ア	立地条件	「※本事業区域にある既存施設(北スポーツセンター、外構、野球場等)は令和5年3月末まで使用するため、令和7年3月までに川口市で解体及び整地を行う予定。」とありますが、本事業の整備期間中に、上記のような区域を工事用地(資機材置場、掘削土仮置場等)として活用することは可能でしょうか。	現時点では、令和7年3月31日までに川口市にて既存施設の解体及び整地を行い、PFI事業敷地を利用できるようになる予定です。また、PFI事業敷地東側の川口市敷地についても、PFI事業の工事用地として一部利用できるようにする方向で川口市と調整を進めており、工事の進捗状況等に合わせ対応を調整する予定です。
49	要求水準書(案)	15	第2	1	(1)	オ	土壌調査	12/15質問回答No168.では、「清算方式の想定はない」とあるが、No165.と同様に契約内容などの変更協議を想定しているということか。	必要があると認められるときは、契約変更を含めた対応を県と事業者で協議して決定することを想定しています。
50	要求水準書(案)	15	第2	1	(1)	オ	土壌調査	12/15質問回答No169.170.では、「土壌汚染はない」とのことだが、自然由来汚染の可能性は否定はしていないとの理解でよいか。	自然由来による土壌汚染の可能性は低いと考えておりますが、必要があると認められるときは、契約変更を含めた対応を県と事業者で協議して決定することを想定しています。
51	要求水準書(案)	15	第2	1	(2)	ア	屋内水泳施設構成	各プール(ゾーン)の利用イメージについて 撮影機器の設置と使用イメージについて	本施設は、アスリートの競技力向上につなげるとともに、誰もが水に親しむ環境を創出し、県民の健康増進・スポーツ実施率の向上を図ることを設置目的としており、メインプールゾーン・サブプールゾーンを共に活用しながら、競技力向上と県民の健康増進・スポーツ実施率の向上等を図ることを想定しています。 撮影機器の設置と使用イメージについては、要求水準書(案)修正版のP.26に追記しておりますが、例えば、泳いだ後に選手とコーチがその場でフォーム(泳法・飛込・ターン等)を確認できるようにすることで、練習に活用できるような提案に期待しています。
52	要求水準書(案)	15	第2	1	(2)	ア	屋内水泳施設構成	監視室は、サブプール側とメインプール側に1室ずつ、計2室整備するという認識で間違いはないか。	その理解で結構です。 メインプールゾーンとサブプールゾーンは、運営の都合上から分離されているため、それぞれ監視室を設けることを想定しています。

No.	書類名	箇所					項目名	対話での確認事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
53	要求水準書 (案)	16	第2	1	(2)	ア	泳法解析装置	泳法解析装置について、カメラ台数やモニターサイズ等、どのような仕様をイメージされていますでしょうか。	撮影機器の設置と使用イメージについては、要求水準書(案)修正版のP.26に追記しておりますが、例えば、泳いだ後に選手とコーチがその場でフォーム(泳法・飛込・ターン等)を確認できるようにすることで、練習に活用できるような提案に期待しています。
54	要求水準書 (案)	21	第2	2	(1)	ク	(カ)浸水・冠水対策	芝川氾濫による地域の浸水・冠水及び同施設の安全性として設計段階で運営項目に含めてはどうか。	運営期間中の浸水・冠水を考慮し、具体的にどのような設計を行うかは、事業者の提案に委ねます。 なお、内水害(内水氾濫)に関する川口市ホームページや、「川口市の内水害に関する情報について(内水氾濫履歴)」「芝川・新芝川洪水ハザードマップ」「浸水ナビ(国土交通省)」を参考としてください。
55	要求水準書 (案)	21	第2	2	(1)	ク	浸水、冠水対策	質問回答No.189 浸水・冠水対策についての「十分な配慮」の程度は提案によるといふことで宜しいでしょうか。	その理解で結構です。
56	要求水準書 (案)	24	第2	2	(3)	イ	可動壁装置・可動床	本施設への事業者の提案可能な範囲の確認のため、県及び県水泳連盟が大会等で本施設を利用する場合の、可動壁・可動床の具体的な利用頻度や利用方法をご教示願います。	可動壁・可動床の主要な利用方法については、下記を想定しております。ただし、大会規模によりサブプールを選手のアップのために利用する場合も想定しています。 なお、利用頻度見込みに関しては、参考資料1を参照ください。 ■競泳に関する大会 ・50mプール利用大会時 ・メインプールを全面利用。 ・可動床は2.00m以上の水深に設定。 ・飛込プールを選手のアップのために利用。 ・サブプールは一般利用を基本とする。 ■25mプール利用大会時 ・メインプールを分割しつつ、全面利用。 ※片面は選手のアップのために利用。 ・可動床は2.00m以上の水深に設定。 ・サブプールは一般利用を基本とする。 ■水球に関する大会 ・メインプールを全面利用。 ・可動床は2.00m以上の水深に設定。 ・飛込プールを選手のアップのために利用。 ・サブプールは一般利用を基本とする。 ■アーティスティックスイミングに関する大会 ・メインプールを全面利用。 ・可動床は3.00m以上の水深に設定。 ・飛込プールを選手のアップのために利用。 ・サブプールは一般利用を基本とする。
57	要求水準書 (案)	24	第2	2	(3)	イ	プール施設	メインプール廻りの大会諸室のゾーニングの考え方で要求水準に記載の隣接・近接及びガラス開口の考え方が規定されていますが、運用を考慮した提案をしたいため、一部の室について要求水準の見直しについて協議させていただけますでしょうか。	ゾーニングや諸室配置に関しては、事業者提案に委ねる範囲を拡大する方向での修正を検討しており、変更する場合の具体的なゾーニング・諸室に関する規定等の内容は、入札公告時までに示す予定です。
58	要求水準書 (案)	24	第2	2	(3)	イ	プール施設	各プール槽の構造や仕上げ材について、耐震性やメンテナンス性の考え方について確認させていただけますでしょうか。	各プール槽の構造や仕上げ材、耐震性やメンテナンス性については、要求水準や関係法令等を満たすことを前提とし、事業者の提案に委ねます。

No.	書類名	箇所					項目名	対話での確認事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
59	要求水準書 (案)	24	第2	2	(3)	イ	プール施設	市が整備する駐車場やスポーツセンターから、プールの各施設へのアクセス性や利便性、相乗効果をもたらす施設構成の考え方について、意見交換をさせていただきますでしょうか。	「別紙5-3 諸室配置イメージ図」に記載の通り、本事業施設の北東側において北スポーツセンターと建物内部での相互移動が可能となるよう接合してください。 市が整備する駐車場とのアクセスは、「埼玉県屋内50m水泳場整備事業基本計画」P.15に示しているとおり、本施設の南側に車両動線を確保してください。 なお、市が整備する駐車場や北スポーツセンターのプランや考え方について、本事業での提案書に含めて頂いたとしても、提案内容を担保することは難しいと考えております。
60	要求水準書 (案)	24	第2	2	(3)	イ	可動床の水深設定 (①50mプール②飛込プール③25mプール 共通)	「10cm単位以下で手動による無段階調整を行えるものとする」と記載がありますが、水深0.0m～3.0mまで、10cm単位以下で操作者が都度入力し、可動床水深を制御するような想定でしょうか。 他施設での運用や既往の可動床システム等では、水深設定は無段階調整ではなく、あらかじめ10段階程度の水深を制御ソフトウェア等でセッティングしておき、ボタン操作で水深を制御する実用例を多く見受けられます。 水深制御の許容度・自由度を高めることはコスト上昇の要因にもなると思われますので、段階調整として「10段階程度の水深をプリセットして制御」する仕様に要求水準を変更いただけませんかでしょうか。 (意見回答No24を踏まえて再確認)	2022年12月23日に公表した要求水準書(案)修正版のP.26に記載のとおりとさせていただきます。
61	要求水準書 (案)	25	第2	2	(3)	イ	プール施設 1)メインプールゾーン	実施方針等に関する質問への回答No.196にて「分割した25mプールの泳ぐ方向を分割前の50mプールと同方向とするよう規定した意図は、直角方向とすることに伴うスタート台やプール底のレーン表示の仮設などの負担を減らして大会運営をしやすくするとともに、観客席からの観戦のしやすさを考慮したものです。」とありますが、上記については提案金額を抑えるために、事業者判断による提案にしていけないでしょうか。	2022年12月23日に公表した要求水準書(案)修正版のP.25に明記しましたが、基本的には同方向での整備の提案が望まれますが、可動壁は垂直移動式とした場合、分割した25mプールのうち一面について泳ぐ方向を短辺方向とする提案も認めます。
62	要求水準書 (案)	25	第2	2	(3)	イ	プール施設	現在想定されている可動壁は水平移動する機構ですが、プール水槽の長辺寸法が移動壁の幅分大きくなり、その分建物の延床面積も大きくなります。コスト削減のため、過去の国体級のプール施設でも採用が多い、垂直移動壁の採用の可能性について協議させていただきますでしょうか。	2022年12月23日に公表した要求水準書(案)修正版のP.25に明記しましたが、基本的には可動壁を水平移動方式とすることで分割時に泳ぐ方向を同方向とすることが望まれますが、垂直移動式とする提案も認めます。
63	要求水準書 (案)	25	第2	2	(3)	イ	50mプールの可動壁について	可動床・可動壁の計画資料は入札公告時に公表予定ですが、可動壁は水平移動ではなく、垂直移動での提案も可能でしょうか。	2022年12月23日に公表した要求水準書(案)修正版のP.25に明記しましたが、基本的には稼働壁を水平移動方式とすることで分割時に泳ぐ方向を同方向とすることが望まれますが、垂直移動式とする提案も認めます。
64	要求水準書 (案)	25 27	第2	2	(3)	イ	プール施設 1)メインプールゾーン 2)サブプールゾーン	飛込プール、25mプールにも可動床の設置を求められておりますが、すべてのプールを可動床にして一般利用を可能としても稼働率が上がるわけではないと思料します。整備費の増大、維持管理・運営におけるランニングコストの増大につながります。 提案金額を抑えるために飛込プール・25mプールの可動床設置の有無については事業者提案によるものとしていただけませんか。	原案の通りとします。
65	要求水準書 (案)	27	第1	1	(3)	ア	2) サブプールゾーン	公称25m国際基準競泳プール公認を取得する場合10レーンの整備が必須となりますが、公称25m国内一般プールではなく国際基準とすることが必須なのでしょうか。	2022年12月23日に公表した要求水準書(案)修正版のP.27に明記しましたが、国際基準ではなく、公称25m国内基準競泳プール公認を取得できる仕様としてください。ただし、詳細は要求水準書(案)のとおりです。

No.	書類名	箇所					項目名	対話での確認事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
66	要求水準書(案)	29	第2	2	(3)	イ	機能向上ゾーン	ドライランドや泳法解析装置など事業者提案の内容によっては、コストに多大な影響が生じることから、詳細内容を再度確認させてください。	ドライランドの仕様については、入札公告時までに、どのような器具の設置が必要になるかが分かる別紙を要求水準書に添付する予定です。泳法解析装置については、2022年12月23日に公表した要求水準書(案)修正版のP.26に明記しました。
67	要求水準書(案)	35	第2	2	(3)	イ(8)	観客ゾーン	観客席の中に他の都道府県の施設同様に来賓用の貴賓席を区分けした方が良いのではないかと。	観客席の中に貴賓席を整備することは必須ではありません。
68	要求水準書(案)	38	第2	2	(5)	ア	基本事項	12/15質問回答No219.では、「リース導入・・・」とあるがメリットデメリット比較は有償譲渡も含めてもよいか。	事業終了時にはPFI事業者から県へ無償・無期限で引渡を行えるようにしてください。
69	要求水準書(案)	43	第2	2	(6)	イ	(キ) プール循環ろ過設備	プール循環ろ過設備について、ろ過方式については特に要求水準書に示さず事業者提案とするのでしょうか。	その理解で結構です。
70	要求水準書(案)	45	第2	2	(1)		設計業務	設計業務について確認したく存じます。	設計・建設期間については、基本的に県が提示した条件に従って計画頂くようお願いします。
71	要求水準書(案)	58	第3	2	(3)	ア	開業準備業務	開業準備業務計画書等の提出は「建設工事着手前」とのことだが、開業準備業務責任者の着任及び届出は、同じタイミングで問題ないか。また、計画書等とは、(a)業務実施体制、(b)業務履行体制、(c)開業準備業務責任者の氏名・所属・保有資格および略歴、(d)開業準備業務の実施内容ならびに工程計画、これらの内容が網羅されていれば、県指定の様式等はないということでしょうか。	建設工事着手前のタイミングでは、開業準備業務責任者は着任ではなく選任となります。この考え方と要求水準書(案)の記載方に齟齬がありましたので、入札公告までに修正いたします。また、開業準備業務計画書には、ご指摘の内容が網羅されていれば、県指定の様式等は特にありません。
72	要求水準書(案)	59	第3	2	(3)	イ	事前広報、利用者受付業務	「施設予約状況を確認できるWebサイトの作成」は規定されていますが、予約システムの整備は求められておらず、県としてもシステムを整備する予定はないということでしょうか。	県としては本事業において、本施設の予約システムを整備する予定はありませんが、事業者において予約システムを整備する提案を妨げるものではありません。
73	要求水準書(案)	59	第3	2	(3)	ウ	開館式典および内覧会	質問への回答No.241にて、「式典の企画提案、開催準備、当日の運営及び後片付け等にかかる費用について、基本的には事業者による負担」とありますので、原則、事業者側の企画提案を超えない範囲で、実施内容等について県と協議するという認識でよいか	その理解で結構です。
74	要求水準書(案)	59	第3	2	(3)	ウ	開館式典および内覧会等実施業務	開館式典、内覧会、イベントは1日で行う想定でしょうか。	県が開催する開館記念式典および内覧会については、現時点では、各々1日で行うことを想定しています。事業者が行う開館記念イベントの開催日数は、事業者の提案に委ねます。
75	要求水準書(案)	62	第4	1	(5)	ア	開館時間	水泳場の劣化防止には、週1回程度の休館日が必要と存じますが、月1回程度としたことについてご意見をお聞きしたい(他県のプールが同等の休館を設定しているなど)。また、定期休館とは別に、臨時休館や部分休館についてのお考えについてもお聞きしたい。	同等規模の事業を参考に設定しています。なお、修繕等に伴う定期休館以外の臨時休館や部分休館については、事前に県と事業者が協議して決定することを想定しています。
76	要求水準書(案)	62	第4	1	(5)	イ	開館時間	開館時間は事業契約締結後、県の承諾を得たうえであれば可能といった回答をいただいておりますが、提案時のコストに多大な影響が生じることから、提案時において事業者による効率的な運用の提案は可能でしょうか。	開館時間は午前9時から午後9時までを想定していますが、提案書提出時に開館時間を拡大することは可能です。なお、実施方針等に対する質問回答書No.253では、「開館時間は午前9時から午後9時までを前提として提案してください。」と回答しましたが、上記の内容に改めます。

No.	書類名	箇所					項目名	対話での確認事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
77	要求水準書(案)	63	第4	1	(5)	イ	利用可能な施設の想定	「※4 飛込プールは、飛込台が利用されている際には一般利用は不可とする。また、飛込台については、一般利用は不可とする。」とありますが、飛込台利用と一般利用の併用は可能と思われます。また、飛込台の一般利用についても条件によっては可能と思われます。	2022年12月23日に公表した要求水準書(案) 修正版のP.64にて、一般利用も可能なように修正いたしました。
78	要求水準書(案)	63	第4	1	(6)	イ	利用可能な施設の想定	機能向上ゾーン①ドライランド②機能分析室の利用について	機能向上ゾーンの一般利用については、安全面への配慮を十分に行うことを前提とし認めます。
79	要求水準書(案)	63	第4	1	(6)	イ※4	利用可能な施設の想定	飛込プールの一般利用可能が可となっているが、飛込台については、一般利用は不可となっている。選手登録している競技者や団体チームが団体利用で利用する場合は飛込台は利用できないのか。	2022年12月23日に公表した要求水準書(案) 修正版のP.64にて、一般利用も可能なように修正いたしました。
80	要求水準書(案)	63	第4	1	(7)	ア	利用料金	12/15質問回答No255.では、「減免に伴う収入減少分は補填しない」とあるが、県の判断による減少であり補填は必要である。	事業提案書の作成に際しては、減免に伴う収入減少分を見込んで事業計画を立案してください。 なお、入札公告時に減免措置の考え方を示す予定です。
81	要求水準書(案)	63	第4	1	(7)	ア	利用料金の設定	詳細は入札公告時まで示す予定とのことですが、多様な料金体系や会員制を導入することが可能であるか再度確認させていただきます。	利用料金の基本となる料金体系や上限金額については、入札公告時に示す予定です。 今後制定する条例の料金体系で解釈できる範囲内であれば、多様な料金体系や会員制の導入も認める方向で検討しています。
82	要求水準書(案)	64	第4	1	(7)	ア	利用料金の設定	県が条例で定める料金設定については、後々の値上げに対応しやすいように少し高めに設定していただきたいです。	利用料金の考え方については現在検討中です。
83	要求水準書(案)	64	第4	2	(7)	イ	罹災時等の対応	災害対策に要した費用(人件費、消耗品等)については、不可抗力と判断され補填等が行われるとの理解で宜しいでしょうか。	ご指摘の災害対策が不可抗力に起因すると判断された場合、不可抗力による増加費用・損害の扱いによるものとします。 なお、不可抗力等による増加費用・損害の扱いについては、入札公告時に示します。
84	要求水準書(案)	64	第4	2	(2)		業務従事者の配置	質問への回答No.261にて、『「運営・維持管理業務総括責任者」「運営業務責任者」「維持管理業務責任者」は、施設に常駐し、専属で従事する者としてください。』とありますが、常駐の定義とは、『専属で従事し、労働法規の範囲内で従事すること』と同義という認識でよいか確認したい。	その理解で結構です。
85	要求水準書(案)	67	第4	2	(7)	イ	罹災時等の対応	北スポーツセンターは、川口市一次避難場所になっているが、館内での被災者並びに地域住民の被災者の受け入れについては北スポーツセンターと連携をして対応するのか？	罹災時の対応については、市や市施設と連携して対応することを想定しておりますが、詳細に関しては市と調整しています。
86	要求水準書(案)	68	第4	3	(2)	ア	大会等誘致支援に関する業務	参考資料1以外、日本水泳連盟主要大会の想定はございますでしょうか。	「公認プール施設要領(公益財団法人日本水泳連盟)」P1「(2)国内一般プール・AA」に記載されている、日本水泳連盟主催の主要大会を想定しております。

No.	書類名	箇所					項目名	対話での確認事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
87	要求水準書 (案)	68	第4	3	(2)	イ	「大会等利用支援に関する業務(p.68)」 「警備業務 要求水準(p.86)」	当該部分に対する回答(令和4年12月)から「(大会開催決定の)都度、適切なタイミングで主催者と協議し、主催者の負担で大会時に追加が必要となる警備員などを配置する。大会開催時の警備員を事業者が配置する必要はないが、事業者側にて配置する提案を妨げるものではない。」という事で理解しました。以下について、お考えをお知らせください。 ①要求水準(案)(令和9年9月30日)の参考資料1に記載の大会のうち、規模や特性から警備員の配置が必要とお考え(配置実績がある)の大会があればご教示ください。 ②また、これらの大会での警備員の役割として駐車場からのスムーズな出庫による安全の確保や事故発生、交通渋滞の未然防止、来館者の円滑な誘導・秩序の維持等により群衆に事故が生じる事の無いよう対策を講じる事と考えますが、県としてその他に求めることがあればお知らせください。	①参考資料1に記載の各大会において、施設管理者側において警備員を配置している実績はありません。警備員は原則として大会主催者が配置しています。 ②要求水準書(案)の通りとなります。
88	要求水準書 (案)	68	第4	3	(3)	(7)	スポーツ教室等実施業務	スポーツ教室実施業務の中で指導のみならず大会等に出場するためのジュニアチームを立ち上げ、運営してよいか。	自由提案事業の範囲内で実施することは可能です。
89	要求水準書 (案)	69/77	第4	3	(3)(13)		スポーツ教室等実施業務及び自由提案事業	スポーツ教室等実施業務と自由提案事業の建付けや、使用料の支払いについて内容を整理したい。(スポーツ教室等実施業務は本体事業になるため、教室の収入及び施設使用料も事業者に入る。自由提案事業は、県から行政財産使用許可を受けて使用料を支払って実施する、等)	スポーツ教室等実施業務については、要求水準書(案)に基づき本事業に必須の業務として実施して頂く業務となり、サービス購入料の対象となります。スポーツ教室等の運営事業者(PFI事業者を含む)が、PFI事業者専用利用の利用料金を支払って運営するスキームが基本と考えます。 自由提案事業については、事業者が県の承諾を得たうえで、任意の提案に基づき独立採算で実施する事業となります。自由提案事業を行う場所や事業内容により異なりますが、自由提案事業を行う事業者が、PFI事業者専用利用の利用料金を支払う場合や、行政財産使用許可を受けて県に使用料を支払う場合が想定されます。なお、自由提案事業に係る収益及び費用については、本事業(PFI事業)の会計とは区別して会計処理してください。
90	要求水準書 (案)	69	第4	3	(3)	(7)	スポーツ教室等実施業務	質問回答で「承諾しないプログラムに関して施設の秩序を乱す恐れがある」とありますが、該当事例について確認したいです。	具体的な該当事例を想定している訳ではありませんが、公序良俗に反するプログラムについては、承諾致しません。
91	要求水準書 (案) 質問回答 No.273	69	第4	3	(3)		スポーツ教室等実施業務	スポーツ教室等実施業務について、料金設定等は事業者任意での設定との理解でよろしいでしょうか。	スポーツ教室自体の料金設定は、事業者が任意で設定してください。
92	要求水準書 (案)	69	第4	3	(4)	(7)	トレーニング指導 支援業務	支援という位置づけであれば、設置機器や業務内容の仕様をお示しいただくことは可能でしょうか。 また、支援業務の内容(範囲)について確認させていただければと存じます。	PFI事業者を求める支援業務に関しては、要求水準書(案)P.70に記載の通りの範囲となります。具体的には、各競技団体が利用者に対し適切なトレーニング方法を指導し、健康体力づくりについてのアドバイスや相談を実施するため、これらの実施に係る利用調整や助言及び受入体制の確保等、トレーニング指導の主催者等への支援を行うとともに、事前準備から事後対応についての一連の業務を行うことが業務範囲となります。 従って、本業務に関連する設置機器は、各競技団体がトレーニング指導を目的として、本施設を利用する際に用いる一切の設置機器一式(ドライランド、映像分析装置、事業者提案による水泳トレーニングに必要な器具等)となります。

No.	書類名	箇所					項目名	対話での確認事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
93	要求水準書 (案)	69	第4	3	(2)	イ(カ)	本施設における開催が想定される大会 本施設における開催が想定される大会	本施設における開催が想定される大会は「参考資料1 県内大会の日数・規模の過去実績」を参照することとあります。 ①参考資料1には、埼玉県水泳連盟が主催する県内大会だけでなく、埼玉県スポーツ協会・各競技団体等及び民間企業が主催する大会も含まれているとの理解で宜しいでしょうか。各大会の主催者等が分かる資料のご提示をお願いします。 ②埼玉県内の各市が開催する大会で新水泳場を利用する可能性のある大会リストの公表をお願いします。	①参考資料1に記載している大会は埼玉県水泳連盟が公認している大会となります。各大会の主催者等が分かる資料は提示しません。 ②整理した資料はございません。
94	要求水準書 (案)	69	第4	3	(2)	イ(カ)	本施設の合宿利用	本施設は、埼玉県及び埼玉県水泳連盟等が実施する強化合宿等の利用も想定されます。実施内容及び時期・日数をご提示願います。 (例：インターハイの事前合宿等)	埼玉県及び埼玉県水泳連盟等が本施設において強化合宿等で利用する時期や日数を具体的にお示しすることはできませんが、水泳競技における強化合宿は、一般的に大規模大会開催前や夏季休暇中に4泊5日程度で実施することが多いと伺っております。
95	要求水準書 (案)	69	第4	3	(5)	(7)	競技力向上支援事業	支援という位置づけであれば、設置機器や業務内容の仕様をお示しいただくことは可能でしょうか。 また、支援事業の内容(範囲)について確認させていただければと存じます。	PFI事業者を求める支援業務に関しては、要求水準書(案)P.70-71に記載の通りの範囲となります。本項目に関する設置機器は、スタート時の入水角度や泳法を解析する泳法解析システムや、陸上で負荷をかけたストローク練習を行い、筋力アップやフォームづくりのために使用するスイムベンチ等を想定しております。
96	要求水準書 (案)	70	第4	3	(6)	ア	共通事項	システムについて回答をいただいておりますが、再度内容について確認させていただきます。	予約空き状況をWEBサイト上で確認できる程度のものを想定しておりますが、予約受付システムの構築等の提案を拒むものではありません。
97	要求水準書 (案)	70	第4	3	(6)	(1)	一般利用(団体)に関する業務	本件において、小学校授業の受入れの可能性について確認させていただきます。	現時点では、学校水泳授業の受入れ要望について把握しておりませんが、事業者の自由提案事業として、学校水泳授業を本施設にて受け入れることは可能です。
98	要求水準書 (案)	71	第4	3	(6)	ウ	(イ)優先利用	a 県またはスポーツ協会・各競技団体が主催または共催する、あるいは誘致した大会等 b 事業者が自由提案事業として使用する場合 c その他優先利用をさせることが適当であると県と事業者が協議の上、県が判断した場合 との記載がありますが、「事業者が自由提案事業として使用する場合」の中には、「(3)スポーツ教室等実施業務」も含まれている認識で宜しいでしょうか。 背景としては、スポーツ教室は同じ時間・同じ曜日に実施することが多いと考えており、優先利用として予定を確保できないと参加率の向上については県民のスポーツや健康づくりにも影響が出ると考えています。	その理解で結構です。 優先利用させる場合として、「事業者がスポーツ教室等実施業務として使用する場合」を要求水準書(案)に追加します。
99	要求水準書 (案)	72	第4	3	(7)	イ	プールの水質等衛生管理業務	適切な水質を日常的に維持管理するために、日本ブルーアムニティ協会認定のプール衛生管理者有資格者の在籍を必須事項とするべきかと思われます。	要求水準及び関係法令等を満たす事を前提とし、資格保持者の配置は事業者の提案に委ねます。

No.	書類名	箇所					項目名	対話での確認事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
100	要求水準書 (案)	72	第4	3	(7)		プールの監視・水質等衛生管理業務	「埼玉県プールの安全安心要綱」等において、水質や水の入替について記載がありますが、水質基準をクリアし、プール水の全量を換水する基準でないプールにおいては、プール水の全量の入替を行わない（適宜補水・換水と循環ろ過等により水質は維持する）運営の提案を行う事も可能でしょうか。	法令やその他基準等を満たし、安全性や衛生基準を満たしている限りにおいて、事業者提案を行うことは可能です。
101	要求水準書 (案)	75	第4	3	(10)	ア	駐車場・駐輪場運営業務	駐車場の運営の考え方について、貴県が想定する駐車場運営と大きな違いがないかご教示ください。 ・駐車場管制設備（フラッパーゲート、満空表示等）により出入り管理 ・駐車場は基本無人とし、監視カメラにより監視 ・大会時等は主催者が整理員を手配・配置して混雑対応 【確認事項】 神根運動場他施設（サッカー場やゴルフ場等）利用者の扱い、現状での整理員の配置の有無・頻度、大会・イベント以外で整理員の配置が必要と想定される事象	駐車場管制設備による出入り管理を義務付けるものではありませんが、提示いただいた内容でも問題ありません。
102	要求水準書 (案)	75	第4	3	(10)	ア	駐車場・駐輪場運営業務	本事業で整備する駐車場について、基本無料とのことですが、周辺施設の利用者が本駐車場を利用することも考えられます。自由提案事業として、本施設の利用者・関係者以外から料金を徴収する提案は可能でしょうか。	現時点では、本施設の利用者・関係者以外から駐車料金を徴収する提案は認めない方向で検討しております。
103	要求水準書 (案)	75	第4	3	(10)	ア	実施方針	（ア）事業者は、「駐車場・駐輪場管理規程」を定め、常時、場内の監視を行い、駐車場・駐輪場が混雑した場合または混雑が予想される場合は、安全のため場内および車両出入口付近に車両を誘導する整理員を配置する等、混雑の緩和、安全の確保について対応を行うこと。 これは混雑をした場合・混雑が予想された場合であり、整理員は開館時間中常に駐輪場・駐車場にいる必要はないということではないのか？	その理解で結構です。要求水準としては、整理員の常駐を必須とするものではなく、駐車場等の混雑の緩和、安全の確保等を求めるものです。
104	要求水準書 (案) 質問回答 No. 287	77	第4	3	(12)		物販コーナー等運営業務	物販コーナー等運営業務について、料金設定等は事業者任意での設定との理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
105	要求水準書 (案)	77	第4	3	(13)		自由提案事業	自由提案事業としてスポーツ教室やカルチャー教室の実施を予定しています。 要求水準書（案）P69の運営業務「(3)スポーツ教室等実施業務」で実施する場合との違いについて確認させてください。	スポーツ教室等実施業務については、要求水準書（案）に基づき本事業に必須の業務として実施して頂く業務となり、サービス購入料の対象となります。 自由提案事業については、事業者が県の承諾を得たうえで、任意の提案に基づき独立採算で実施する事業となります。
106	要求水準書 (案)	77	第4	3	(13)		自由提案事業	飲食施設の整備・運営は、運営業務のうち「(13)自由提案事業」として提案可能との理解で宜しいでしょうか。 その場合、要求水準書（案）P77の(13)「イ自由提案事業実施に伴う利用料金等の取扱い」に記載の施設利用料金を指定管理者たる事業者を支払う、との認識で宜しいでしょうか。	自由提案事業として、飲食施設の整備・運営を提案することは可能です。なお、行政財産使用許可を取得する必要があります。また、使用許可期間終了後は、原則として撤去して原状回復して頂く必要があります。

No.	書類名	箇所					項目名	対話での確認事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
107	要求水準書 (案)	77	第4	3	(13)		自由提案事業	スポーツ教室事業、物販コーナー等運営業務と自由提案事業の棲み分けについて確認したいです。 提案書提出前に事業提案の確認・照会する機会があるのでしょうか。	スポーツ教室等実施業務については、要求水準書(案)に基づき本事業に必須の業務として実施して頂く業務となり、サービス購入料の対象となります。 物販コーナー等運営業務については、要求水準書(案)に基づき本事業に必須の業務として実施して頂く業務となりますが、行政財産使用許可を取得し、事業者の負担で運営して頂くこととなります。 自由提案事業については、事業者が県の承諾を得たうえで、任意の提案に基づき独立採算で実施する事業となります。 なお、入札公告後に事業者対話を予定しておりますので、提案書提出前における内容確認は、事業者対話で行ってください。
108	要求水準書 (案)	77	第4	3	(13)		自由提案事業	スポーツ教室等実施業務及び物販コーナー等運営業務以外で、自らの費用で実施する事業との認識でよいか。例えば、屋内外に常設又は仮設の有料施設を設置して収入を得ることは可能か。	関係法令等の範囲内であれば、県と市の承諾を得た上で有料施設を設置して収入を得ることを提案することは可能です。
109	要求水準書 (案)	77	第4	3	(13)	ア	自由提案事業	近隣の川口市等の小中学校を対象とした「学校水泳授業」の受託を市町村教育委員会及び学校と直接交渉し、自由提案事業の中に含んでも良いか。	事業者の自由提案事業として、学校水泳授業を本施設にて受け入れることは可能です。
110	要求水準書 (案)	77	第4	3	(13)	ア	自由提案事業	スポーツ庁が推奨する「運動部活動の地域移行について」も同様に市町村教育委員会及び中学校と直接交渉し、自由提案事業として実施してよいか。	事業者の自由提案事業として、運動部活動を本施設にて受け入れることは可能です。
111	要求水準書 (案)	77	第4	3	(13)	イ	自由提案事業	上記「学校水泳授業」「運動部活動の地域移行」を実施する場合の料金設定は、実施方針P77ウ自由提案事業料金の取り扱いに則り、実施側で市町村と協議し、料金設定を行ってもよいか。	学校水泳授業や運動部活動を受託業務として実施する場合の料金設定は、事業者が市町村と協議して料金設定を行うことは可能です。
112	要求水準書 (案)	86	第4	4	(8)	ア	実施方針	修繕計画の予算と実績(実情)の乖離について	基本的には、当初計画した長期修繕計画に従い、修繕・更新業務を行っていただきますが、想定外の事象等により、計画と実情が乖離した場合には、発生した事由により協議に応じることは可能です。
113	要求水準書 (案)	87	第4	4	(8)	イ	長期修繕計画の作成	事業期間終了後の修繕計画作成について	要求水準書(案)P11に示しているとおり、事業期間終了時の3年前までに、事業期間終了後30年間の長期修繕計画を立案して県に提出して頂くこととしています。
114	要求水準書 (案)	87	第4	4	(8)	イ	長期修繕計画の作成	「本施設引き渡しの6ヵ月前までに県に提出」とありますが、実際の運営状況により計画を変更(修正)する場合も想定されます。 その場合は再提出等の対応で問題ないでしょうか。	長期修繕計画の内容を修正する際は、県の承諾を得たうえで再提出等を行うことになるものと想定しています。
115	要求水準書 (案)	87	第4	4	(8)	エ	長期修繕計画の作成	長期修繕計画作成にあたり、経年劣化による修繕等も必要となる場合も予想されますが、費用の負担割合等の考えなどを確認したいと思います。 また、上記以外においても、突発的に高額な費用の発生時における負担割合の考えも、リスク分担表と照らし合わせ併せて対話させていただきたいと思っています。	本事業においては、事業期間内に本施設が正常に機能するために必要な修繕・更新については、規模の大小に関わらず全て実施することとしています。 なお、突発的に高額な費用が発生した場合の費用負担の考え方は、発生した事由により異なります。

No.	書類名	箇所					項目名	対話での確認事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
116	要求水準書(案)						スポーツ科学の取組について	本事業において、施設整備及び管理運営においてもスポーツ科学の取組に関し、事業者は期待されていると考えます。要求水準(案)や実施方針等に関する質問への回答では、移動式カメラやモニター等の泳法解析システム、スイムベンチやフィットネスバイク等の設置のほか、スポーツ科学を活用した多様なニーズに応じた教室等の実施が記載されています。これらの記載事項以外に事業者に期待しているものがありましたらご教示願います。	求める要求水準は原案の通りとなり、その他の提案に関しては、事業者の提案によります。
117	別紙5-1 必要諸室及び仕様	別紙05-1	-	-	-	-	必要諸室及び仕様	選手利用ゾーンに記載がある報道関係者室や競技役員控室1は、プール運営ゾーンに整備する部屋と考えており、選手と大会関係エリア分けの考え方も含め協議させていただけますでしょうか。	ゾーニングや諸室配置に関しては、事業者提案に委ねる範囲を拡大する方向での修正を検討しており、変更する場合の具体的なゾーニング・諸室に関する規定等の内容は、入札公告時までに示す予定です。
118	別紙5-1 必要諸室及び仕様	1~7					各諸室について 想定面積について	各諸室において、要求水準書の内容を満たした上で一部の諸室は兼用とすることも可能として頂くことを要望します。また、想定面積の記載がある諸室についても、面積はあくまで提案とさせて頂くことを可能として頂くことを要望します。 例えば、事務室(160㎡)・中央監視室(提案)を合わせる等の工夫が出来るのではないかと考えています。	ゾーニングや諸室配置に関しては、事業者提案に委ねる範囲を拡大する方向での修正を検討しており、変更する場合の具体的なゾーニング・諸室に関する規定等の内容は、入札公告時までに示す予定です。
119	別紙5-1 必要諸室及び仕様						50mプール	「長さ：50.00m」「一般利用と競技利用を両立するプールとするため、25mプールに分割する位置及び30mの位置で固定可能な可動壁」と記載があります。この仕様を遵守しようとする複数の可動壁が必要となりコストの増加につながります。可動壁を25mプールに分割する位置のみとしていただけないでしょうか。	2022年12月23日に公表した「別紙5-1 必要諸室及び仕様」の修正版にて、25m分割の位置のみの要求水準に修正いたしました。
120	別紙5-3 諸室配置イメージ図						諸室配置イメージ図	赤字で記載してある要件について詳細を確認させてください。	ゾーニングや諸室配置に関しては、事業者提案に委ねる範囲を拡大する方向での修正を検討しており、変更する場合の具体的なゾーニング・諸室に関する規定等の内容は、入札公告時までに示す予定です。
121	別紙5-3 諸室配置イメージ図						諸室配置イメージ図	ゾーニングについて運用上の使い勝手をふまえた変更を提案することの可否	ゾーニングや諸室配置に関しては、事業者提案に委ねる範囲を拡大する方向での修正を検討しており、変更する場合の具体的なゾーニング・諸室に関する規定等の内容は、入札公告時までに示す予定です。
122	別紙5-3 諸室配置イメージ図						諸室配置イメージ図	メインプールとサブプール間の可動壁の仕様について	メインプールとサブプールの間は、大会開催時における県民利用と大会運営の両立の観点から、音などが遮断できるようにすることを想定しており、一般利用者がサブプールゾーンからメインプールゾーンに直接往来できることは必須としないことを想定しています。ただし、一部の大規模大会では、サブプールゾーンをウォーミングアップに利用する場合も想定されることから、選手がサブプールゾーンから選手招集室に円滑に往来できるような動線としてください。 この考え方と別紙5-3の標記に齟齬がございましたので、入札公告時までに別紙5-3を修正いたします。
123	別紙5-3 諸室配置イメージ図						諸室配置イメージ図	北スポーツセンターとの接続(一体化)の考え方について	要求水準書P2及び「別紙5-3 諸室配置イメージ図」に記載の通り、本事業施設の北東側において北スポーツセンターと建物内部での相互移動が可能となるよう接合してください。

No.	書類名	箇所					項目名	対話での確認事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
124	別紙5-3 諸室配置イ メージ図						1階ゾーニング図	メインプールとサブプールの境界において、大会利用時は間仕切り壁等で分割できるよう設計することとありますが、開口のサイズや材質など、どのような仕様をイメージされてますでしょうか。	メインプールとサブプールの間は、大会開催時における県民利用と大会運営の両立の観点から、音などが遮断できるようにすることを想定しており、一般利用者がサブプールゾーンからメインプールゾーンに直接往来できることは必須としないことを想定しています。ただし、一部の大規模大会では、サブプールゾーンをウォーミングアップに利用する場合も想定されることから、選手がサブプールゾーンから選手招集室に円滑に往来できるような動線としてください。 この考え方と別紙5-3の標記に齟齬がございましたので、入札公告時までに別紙5-3を修正いたします。
125	別紙5-3 諸室配置イ メージ図							質疑回答313で「赤字で記載した要件については満たした提案とすること。」について「原案の通りとします。」との回答となっておりますが、別紙5-3の赤字で記載した要件とは、文章のことで、図示している赤囲いの位置や赤の引き出しラインの位置などは、提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ゾーニングや諸室配置に関しては、事業者提案に委ねる範囲を拡大する方向での修正を検討しており、変更する場合の具体的なゾーニング・諸室に関する規定等の内容は、入札公告時までに示す予定です。
126	別紙5-3 諸室配置イ メージ図							「川口市北スポーツセンターとエキスパンションジョイント（幅1.2m程度）で接続可能な設計とすること」とありますが、接続位置や高さ等の設計条件は、入札公告時に示される予定でしょうか。	「別紙5-3 諸室配置イメージ図」に記載の通り、本事業施設の北東側で高さは1階フロアレベルでの接続を想定しています。 また、接合部分は、壁、天井及び床を有する室内空間としてください。
127	別紙5-3 諸室配置イ メージ図						神根運動場の全体計画における本施設の位置づけ及び北スポーツセンターとの連携	本施設での事業者の提案可能な範囲の確認のため、北スポーツセンターとの合築及び相互連携に関して県及び市の方針や意向をご教示願います。 ①神根運動場全体の計画内容 ・神根運動場周辺整備基本計画（令和4年度末公表）における本施設の位置づけ（県・市の調整状況） ・北スポーツセンターの機能（質問回答No11を踏まえて想定規模などの詳細） ②北スポーツセンターと本施設との合築 ・接続位置・階の設定 ・メインエントランスの考え方（複合施設として1ヶ所で設定あるいは個別で設定） ③駐車場の配置及び運用方法（安全性や利便性に関する考え方） ・本施設の駐車場の配置の考え方 ・市が整備する駐車場との相互連携（質問回答No10の協定書の締結内容）	①神根運動場全体の計画内容については、川口市が公表する予定の基本計画を参照してください。 ②北スポーツセンターと本施設との合築について、接続位置・階は、「別紙5-3 諸室配置イメージ図」に記載の通り、当事業施設の北東側での接続を想定しております。なお、高さは地上レベルでの接続を想定しております。また、メインエントランスに関しては、「別紙5-3 諸室配置イメージ図」に記載の通り、本事業施設は敷地北西部にエントランスを整備、北スポーツセンターは南東部にエントランスを整備することになります。 ③駐車場の配置及び運用方法について、本施設の駐車場の配置の考え方は「別紙5-3 諸室配置イメージ図」に記載の通りとなります。市が整備する駐車場との相互連携については、2022年12月23日に公表した要求水準書（案）修正版のP.36にて明記した通り、大型バスは川口市が別途整備する東側敷地の駐車場に駐車することを予定しています。
128	別紙5-3 諸室配置イ メージ図						本施設の諸室配置	本施設での事業者の提案可能な範囲（変更の可否含む）の確認のため、「別紙5-3諸室配置イメージ図」に対する県及び県水泳連盟の方針や意向をご教示願います。 ・プールサイドの観客席及び諸室の配置 ・3つのプールゾーンの配置 ・エントランスの位置 他	ゾーニングや諸室配置に関しては、事業者提案に委ねる範囲を拡大する方向での修正を検討しており、変更する場合の具体的なゾーニング・諸室に関する規定等の内容は、入札公告時までに示す予定です。
129	別紙5-3 諸室配置イ メージ図 質問回答 No313						ゾーニング図について	別紙5-3諸室配置イメージ図について、利便性・経済性等から一部変更した提案の可能性について	ゾーニングや諸室配置に関しては、事業者提案に委ねる範囲を拡大する方向での修正を検討しており、変更する場合の具体的なゾーニング・諸室に関する規定等の内容は、入札公告時までに示す予定です。

No.	書類名	箇所					項目名	対話での確認事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
130	別紙8 什器備品リスト	別紙8					【別紙8 什器備品リスト】 リストアップされている備品リストはマストではないが、県としては、プリペイドカード式のICカードや、ICカードによる入退場管理システムを望んでいるということか。	要求水準としては入退場の効率化や利用者の利便性向上等に資する提案を求めており、ICカードを利用しない提案であっても要求水準を満たすものであれば認めます。	
131	実施方針等に関する質問への回答	2	No. 17				事業期間 設計・建設期間について	基本的に県が提示した条件に従って計画頂くようお願いします。	
132	実施方針等に関する質問への回答	4	No. 33				料金設定 料金設定における光熱費の考え方については、大きく以下の2点の考え方があると考えています。 ①利用料金内に電気・ガス等の光熱費を含めず別途実費を徴収する ※料金設定例： ・メインプール料金8,000円 ・光熱費料金（実費）2,000円 ②利用料金内に電気・ガス等の光熱費を含める ※料金設定例： ・メインプール10,000円※光熱費含める 近年の社会情勢を踏まえて、光熱費の想定が難しく、②の料金設定ですと光熱費が高くなっているにも関わらず、当初の料金設定（例：10,000円）より変更するのが難しいと思料するため（議会議決事項となるため）、①の方式を採用頂けないでしょうか。 施設内容は違いますが、埼玉県の公共施設となるさいたまスーパーアリーナでは①の方式を採用していることを確認しています。 仮に難しい場合は、②とするが、条例に記載する上限価格は、高い金額で設定いただき、上限価格の中であれば事業者が柔軟に変更できる運用として頂きたいと存じます。	詳細は入札説明書等に示す予定です。	
133	実施方針等に関する質問への回答		No. 83				本事業の予算について 本事業に関わる予算については、昨今の物価上昇等を踏まえた適正な予算を設定頂きたくご検討お願いいたします。	本事業の予算措置に際しては、昨今の物価上昇等を踏まえて検討しています。	
134	実施方針等に関する質問への回答	15	No. 178				延床面積 「要求水準書及び別紙で示した条件を満たしている限りにおいて、適正な延床面積として事業者提案に委ねます。」との回答ですが、（面積要件の無い）エントランス等の共用部の考え方を、（建設コストを抑制するために）延床面積を最小限とする、又は共用部等をゆとりあるプランとするかにより、延床面積が大きく異なります。要求水準書に本施設の基準となる延床面積を明記して頂きたいのですがいかがでしょうか。	エントランス等の共用部に関しては、「別紙5-1 必要諸室及び仕様」の特記事項に定められる水準を要求しており、具体的延床面積は事業者の提案によります。	
135	実施方針等に関する質問への回答	21	No. 253				「開館時間は午前9時から午後9時までを前提として提案してください。」との記載がありますが、提案時点で開館時間の延長の提案は難しいとの理解で宜しいでしょうか。	開館時間は午前9時から午後9時までを想定していますが、提案書提出時に開館時間を拡大することは可能です。 なお、実施方針等に対する質問回答書No. 253では、「開館時間は午前9時から午後9時までを前提として提案してください。」と回答しましたが、上記の内容に改めます。	
136	実施方針等に関する質問への回答	26	No. 310				観客席 「固定席が3,000席以上（うち1,000席程度が固定席）です。」との回答ですが、固定席1000席とベンチシートを2000席程度設置するという理解でよろしいでしょうか。	固定席3,000席以上（うち1,000席程度はベンチシート）としてください。 なお、実施方針等に対する質問への回答No. 310では、「固定席が3,000席以上（うち1,000席程度が固定席）です。」と回答しましたが、上記の内容に改めます。	

No.	書類名	箇所					項目名	対話での確認事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
137	実施方針等に関する意見への回答	2	No. 10				光熱水費のリスクについて、大きく下記2点の考えがあると考えています。 ①トラックレコードが無い中での光熱水費の算出 ②事業期間中の光熱水費変動リスク ①について、近年の社会情勢を踏まえて、特に電気代・ガス代の単価が見込みづらくなっている背景があり、提案時における算出が難しいと考えています。ついては、運営開始3年間程度は埼玉県側で基準額を決めて頂き、年度末に過不足を精算する方式を採用頂き、その後の事業期間は実績に応じてサービス購入料等を見直しする方式を採用頂きたく存じます。 この手法を採用頂くことで、応募者側は一律して光熱水費について同額を収支計算に計上することになり、事業者の前提条件を揃えた審査が可能となります。 また、応募者側としてもトラックレコードが無い3年間が実費精算方式となるため、応募意欲にも繋がると思料します。 ②については、質問回答頂いておりますが、光熱水費変動リスクを軽減するためのサービス購入料の支払方法について検討頂きたく存じます。	詳細は入札説明書等に示す予定です。	
138	実施方針等に関する意見への回答	2	No. 13				事業者対話について入札後1回開催とありますが2回開催頂くことを要望します。 背景としては、1回目の開催で入札条件に関する認識のすり合わせ、2回目の開催で提案内容に関する確認となることが多いためです。	事業者選定スケジュールについて検討した結果、入札公告後に実施する事業者対話は1回としています。 入札条件に関する認識については、質問回答の機会を活用して頂くようお願いいたします。	
139	実施方針等に関する意見への回答		No. 51				改めてになりますが、下記、対話においてもご確認させて頂きたく、よろしくお願いたします。 昨今のPFI事業において、過度な違約金を事業契約において設定された事業がございます（違約金額が総事業費の2割、かつSPC負担とされたため、プロジェクトファイナンスとして資金調達ができない、もしくは調達コスト過剰となったケースがございます）。 違約事象を発生させないことは当然ですが、上記の様な過度な設定をされますと、プロファイ組成不可による事業費の圧迫や地元企業をはじめ各社の入札参画不可（社内稟議が通らない）となるなど本事業の検討そのものに影響がございますため、基本協定・事業契約書案においてはその旨ご高配頂きたく何卒宜しくお願致します。	違約金条項については現在検討中ですが、事業参画に大きな支障をきたす内容にならないよう留意して検討する考えです。	
140	その他						現時点での整備費は税込130億と認識しているが、現在の建設物価状況を踏まえ、十分な配慮をお願いしたい。	本事業の予算措置に際しては、昨今の物価上昇等を踏まえて検討しています。	
141	その他						物価スライドについて、十分な配慮をお願いしたい。	サービス購入料の見直し方法については、入札公告時に示します。	
142	その他						見直し後のスケジュールでも、期間が不十分であると考えている。再見直しをお願いしたい。	基本的に県が提示した条件に従って計画頂くようお願いいたします。	

No.	書類名	箇所					項目名	対話での確認事項	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
143	その他						工事ヤード	東側市駐車場用地の一部を活用できないか。	現時点では、令和7年3月31日までに川口市にて既存施設の解体及び整地を行い、PFI事業敷地を利用できるようになる予定です。また、PFI事業敷地東側の川口市敷地についても、PFI事業の工事用地として一部利用できる方向で川口市と調整を進めており、工事の進捗状況等に合わせて対応を調整する予定です。
144	その他						近隣	北側の中学校など近隣に対して設計上特別配慮すべき事項、要求されている事項はあるか。	現時点では、施設北側の中学校にできるだけ日影がかからないようにしたいと考えております。また、施工時においては、中学生の登下校に配慮した安全対策や、周辺への騒音対策、振動対策を講じていただきたいと思います。
145	その他						運営費、維持管理費について	令和5年10月の提案書提出から、共用を開始する令和9年4月までに、人件費(最低賃金や社会保険料など)、運営維持管理備品等の調達価格、公共料金(ガス、電気、水道、税金など)、石油製品などの燃料費が上昇すると思われます。運営開始時のサービス購入料の改定について対話をお願いいたします。	物価上昇等に伴うサービス購入料の改定方法については、入札公告時に示します。
146	その他						学校事業支援業務	本施設が、埼玉県及び県内自治体の学校水泳授業の受入れ施設となりますでしょうか。その場合、対象者(小学校、中学校、高等学校)や施設整備に関する規定がありましたらご教示願います。	現時点では、学校水泳授業の受入れ要望について把握しておりませんが、事業者の自由提案事業として、学校水泳授業を本施設にて受け入れることは可能です。
147	その他						実施方針及び要求水準書(案)に対する県民コメント(意見募集)の結果	県民コメント募集(募集期間:令和4年10月21日~11月22日)の結果は県のホームページ等で公表されるとの理解でよろしいでしょうか。公表される場合は、公表時期をご教示願います。	公告時に県民コメントの結果について公表することを想定しています。なお、県民の皆さまからの御意見は0件でした。
148	その他						その他	県内及び川口市内の小学校・中学校・高等学校の水泳授業の利用を想定しているか、お聞きしたい。	現時点では、学校水泳授業の受入れ要望について把握しておりませんが、事業者の自由提案事業として、学校水泳授業を本施設にて受け入れることは可能です。
149	その他						整備費	昨今の建築資材価格高騰等を考慮した整備費の設定をご検討頂きたく存じます。	本事業の予算措置に際しては、昨今の物価上昇等を踏まえて検討しています。